

上越市 生成 AI 利用ガイドライン

2023 年 7 月 28 日 第 1.0 版 策定

2025 年 12 月 1 日 第 2.0 版 改訂

2026 年 4 月 17 日 第 3.0 版 改訂

1. このガイドラインの目的

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。このガイドラインは、上越市の業務で生成 AI を利用する際に注意すべき事項をまとめることで、安全かつ効果的に利用することができるよう、策定したものです。

なお、生成 AI を取り巻く環境は日々変化していることから、社会動向や世論等の変化を踏まえ、随時ガイドラインの見直しを行います。

2. このガイドラインが対象とする生成 AI

このガイドラインが対象とする生成 AI は「Microsoft Copilot (無償版) (※)」「QommonsAI」です。それ以外の生成 AI の利用は現状では禁止していますので、特別な理由から利用を必要とする場合は別途行政イノベーション課にお問い合わせください。

※情報系ネットワークからの利用に限る。

3. 質問入力に際して遵守すべき事項

生成 AI には多種多様なデータを入力することが可能ですが、法令遵守の観点から、次の事項に特に注意してください。

(1) 非公開情報の入力禁止

生成 AI に指示を出すために入力する文章（以下「プロンプト」という。）は、AI の学習対象にならない設定とするなどの対策を講じていますが、プロンプトには上越市情報公開条例に定める非公開情報の入力を禁止します。

プロンプトに入力する情報は、通常のウェブ検索と同様に、公表しても差し支えない範囲に留めるとともに、個人や団体の特定につながる表現は避け、一般化（上越太郎⇒Aさん）するなどの工夫をして利用してください。

【非公開情報の目安（上越市情報公開条例第 6 条及び逐条解説をもとに記載）】

分類	説明	例示
1 法令秘情報	法令の規定により公開することができないとされている情報	・ 地方税に関する調査に関する事務において知り得た秘密 ・ 訴訟に関する書類の情報 など
2 個人情報	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの 特定の個人を識別することはできないが、情報を公開することにより、 <u>個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u>	・ 戸籍・身分に関する情報（氏名、本籍、住所等） ・ 職業、職歴等に関する情報 ・ 心身障害等に関する情報 など
3 法人等情報	法人その他の団体、事業を営む個人の当該事業に関する情報で、情報を	・ 生産量、設備規模、新製品の開発状況、生産計画、施設・機械等の

	公開することにより、 <u>当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u>	計画、利用技術に関する情報など
4 意思形成過程情報	意思形成過程の情報で、公開することにより <u>公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの</u>	・照会・回答、意見交換等の相手、内容など政策形成への影響に関する情報 ・非公開を条件として入手した情報 など
5 行政運営情報	市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより <u>実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの</u>	・実施前の試験問題や採点基準 ・契約前の契約予定価格 ・監査、検査等の計画の内容 など
6 国等との協力関係情報	市の機関と国等の機関との間における情報で、公開することにより国等との <u>協力関係を著しく損なうおそれがあるもの</u>	・市の事務事業計画等に対して示された国等の見解に関する情報で、国等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの など
7 安全秩序維持情報	情報を公開することにより人の生命又は身体の保護、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの	・施設の警備状況等に関する情報 ・特殊な薬品を取り扱う事業所の届書等に関する情報 など

(2) 著作権及び知的財産権侵害の予防

生成された生成物が権利利益を侵害する可能性がありますので、プロンプトに既存著作物、登録商標、登録意匠、作家名、作品の名称を入力することを禁止します。

4. 生成物の利用に際して遵守すべき事項

同様に、法令遵守や業務の正確性確保の観点から、次の事項に特に注意してください。

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性があること。

文章生成 AI は、インターネット上の情報の正誤を判断しているのではなく、「ある単語の次に用いられる可能性が高い単語」をプログラムの出力することで、生成物を出力していくものです。

生成物の内容は根拠や正当性、事実確認を職員により確認してから利用することとしてください。また、得られた生成物をそのまま対外的な資料や回答としないでください。

(2) 著作権及び知的財産権侵害の防止

生成物が既存の著作物と同一・類似している場合は当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。また、生成したキャッチコピーなどを公表し使用する行為は、登録商標や登録意匠の権利利益の侵害に当たる場合があります。

このことから、公表用として利用する場合は、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加え、登録商標・登録意匠の調査を行うようにしてください。